津幡町告示第６４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により次のとおり町道の区域を変更し、同条第２項の規定により町道の供用を令和８年１１月１２日より開始する。

なお、その関係図面は、令和８年１１月１２日から令和８年１１月２５日まで津幡町役場において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１２日

石川県津幡町長　　吉田　克也

道路の種類	路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
		変更の区域	旧新別	敷地の幅員（m）	延長（m）	
町道	横浜３８号線	横浜ほ３６番１２地先から	旧	6.0～7.55	159.3	津幡町役場都市建設課
		横浜へ８２番地先まで	新	6.0～13.0	198.6	
町道	加賀爪３５号線	加賀爪ロ４番６地先から	旧	6.0～11.6	172.8	〃
		加賀爪ロ１２番７地先まで	新	6.0～11.6	174.9	
町道	舟橋１号線	舟橋イ１番地先から	旧	3.5～10.3	1857.2	〃
		舟橋ぬ４１番地まで	新	3.5～12.6	1857.2	